

浜岡原子力発電所 4 号機旧低圧タービンロータ車軸の クリアランス制度適用に係る認可について

2021 年 4 月 6 日

当社は、浜岡 4 号機旧低圧タービンロータ(注 1)へのクリアランス制度(注 2)の適用に向けて、必要な手続きを進めており、2020 年 6 月 5 日に旧低圧タービンロータのうち車軸について、原子炉等規制法(注 3)に基づき、原子力規制委員会に放射能濃度の測定・評価方法および管理方法に係る認可申請を行いました。

昨日(4 月 5 日)、当該申請について原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。

<申請内容>

1. 対象物

浜岡 4 号機旧低圧タービンロータ車軸(3 本) 総重量: 約 334t

2. 測定および評価方法

放射線検出器を用いて放射線の測定をおこなうことにより、対象物の放射能濃度が法令基準を満足することを評価する。

3. 管理方法

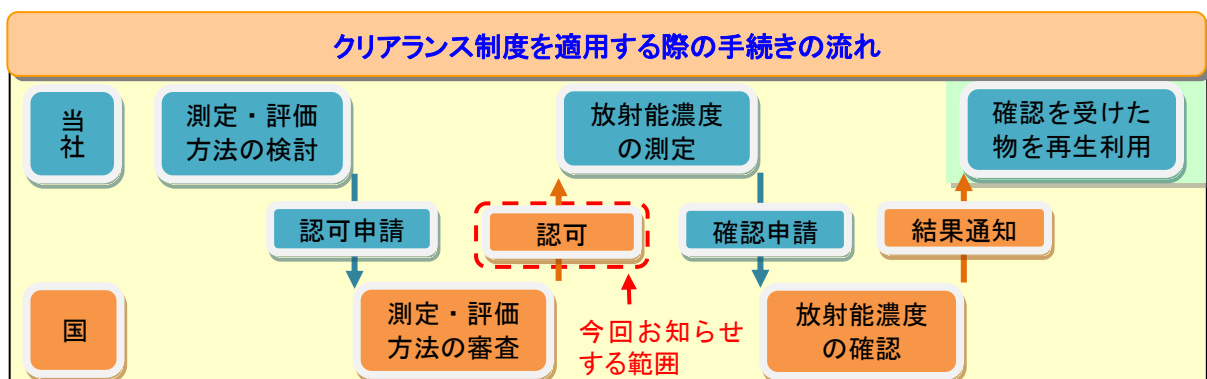
対象物を再生利用等のために発電所から搬出するまでの間、測定・評価や国による確認の進捗に応じた保管エリアを発電所の構内に設定し、識別管理、異物の混入防止、汚染防止等の措置をおこなう。

注 1 浜岡 4 号機第 13 回施設定期検査(当時)において、低圧タービンロータの動翼取り付け部にひびを確認したため、新品へ取り替えました。この際取り外した旧低圧タービンロータについて、クリアランス制度の適用を計画しています。

注 2 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する廃棄物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

注 3 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

クリアランス制度を適用する際の手続きの流れ



◆これまでお知らせした内容

- ・浜岡原子力発電所 4 号機 旧低圧タービンロータ車軸のクリアランス制度適用に係る認可申請について (2020 年 6 月 5 日お知らせ済、2021 年 2 月 9 日一部補正お知らせ済)

以上